

幼保連携型認定こども園設置者様・園長様

横浜市こども青少年局子育て支援課長

令和 3 年 10 月 1 日以降における幼保連携型認定こども園の対応について（依頼）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、本市においても新型コロナウイルス感染症への対応が長引く中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、保育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 9 月 30 日をもって政府による神奈川県への「緊急事態宣言」が解除されることとなりました。これに伴い、令和 3 年 8 月 20 日付の通知「緊急事態宣言の延長における幼保連携型認定こども園の対応について」で示していた「0～2 歳児クラスの利用率（保育料）の日割り対応」を令和 3 年 9 月 30 日で終了します。

引き続き、保護者の皆様に対し、感染拡大防止のため、必要な日及び時間での幼保連携型認定こども園の利用をお願いしてまいります。各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ登園を控えるよう求めることのないよう御理解・御協力をお願いします。

幼保連携型認定こども園は、保育利用の児童と教育利用の児童が在籍することから、それぞれについて次のとおり御対応をお願いします。

今後も国からの通知や地域の状況等を踏まえ、速やかな情報提供等に努めてまいりますので、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

【保育利用（2号・3号）の児童について】

引き続き、「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（令和 2 年 8 月）等を踏まえ、保育を行っていただくようお願いいたします。

【教育利用（1号）の児童について】

各施設におかれましては、保育の必要な児童に対しては保育の提供をお願いするとともに、教育利用部分については、設置者として新型コロナウイルス感染症への対応を御検討いただき、必要に応じて保護者に対してお知らせいただくようお願いいたします。

○ 利用率（保育料）について

緊急事態宣言の解除に伴い、0～2 歳児クラスの利用率（保育料）の日割り対応を令和 3 年 9 月 30 日で終了します。

なお、新型コロナウイルスの感染者が発生したことにより休園した場合や児童が新型コロナウイルス感染症にかかり横浜市が登園自粛を求めた場合などの利用率については、引き続き日割りを行います。

○ 添付資料

保護者の皆様への配布資料

- ・「令和 3 年 10 月 1 日以降における幼保連携型認定こども園の利用について」

※市ホームページの検索方法 【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

<担当連絡先>

・本通知の全体的なことについて	子育て支援課事業調整係	671-4157
・地域子育て支援事業について	子育て支援課地域子育て支援担当	671-4157
・研修・感染症対策について	子育て支援課人材育成係	671-2397
・給食について	子育て支援課市立保育所係	671-2396
・園児の預かり・行事等・一時保育事業について	保育・教育運営課	671-3564
・給付費・委託費について	保育・教育給付課	671-0202/0204
・利用率について	保育・教育認定課	671-0255